人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第１項において準用する法第６条第１項の規定により、平成25年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

平成25年３月29日　防衛大臣　小野寺五典

１　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社及び法第２条第２項第５号の規定に基づき防衛大臣が指定する外国法人

２　応募手続

⑴　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③　任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

３　応募に関する問合せ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町５―１

電話番号：03―3268―3111（代表）（内線20755）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、スカンジナビア航空から、スカンジナビア航空労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年３月29日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ブリティッシュ・エアウェイズ・ピーエルシーから、ブリティッシュ・エアウェイズ日本支社労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年３月29日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全済生会労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年３月29日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道　済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩手県　北上済生会病院
福島県　済生会川俣病院
茨城県　水戸済生会総合病院
群馬県　済生会前橋病院
埼玉県　済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東京都　済生会中央病院
神奈川県　済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新潟県　済生会三条病院
富山県　済生会富山病院及び済生会高岡病院
三重県　済生会松阪病院
京都府　済生会京都府病院
大阪府　済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈良県　済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県　済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥取県　済生会境港総合病院
広島県　済生会呉病院及び済生会広島病院
山口県　済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福岡県　済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会飯塚嘉穂病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐賀県　済生会唐津病院

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月十七日（水）

○一般案件

一、平成二十五年度一般会計歳入歳出暫定予算概算について（決定）（財務省）

一、平成二十五年度一般会計予算暫定予算（平成二十五年度特別会計予算暫定予算）について（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成25年３月29日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

エムティーエム・ファンド・ツー・レガシー・インベスターズ・エルピーの業務執行組合員等である

名称　エムティーエム・ファンド・ツー・レガシー・ジーピー株式会社

住所　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　株式会社ウェルデンコート
住所　東京都港区赤坂二丁目11番15号

⑵　名称　アント・キャピタル・パートナーズ株式会社
住所　東京都千代田区丸の内一丁目２番１号

⑶　名称　株式会社アイティーファーム
住所　東京都新宿区西新宿６―５―１

⑷　名称　株式会社神戸物産
住所　兵庫県加古郡稲美町中一色883番地

⑸　名称　株式会社橘屋
住所　愛媛県今治市国分１―８―55

⑹　名称　株式会社農林漁業成長産業化支援機構
住所　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

⑺　名称　グリー株式会社
住所　東京都港区六本木６―10―１　六本木ヒルズ森タワー

⑻　名称　文化シヤッター株式会社
住所　東京都文京区西片１丁目17番３号

⑼　名称　アソウ　ファル　ユーケー　リミテッド
住所　英国、ＥＣ３Ｖ　０ＥＨ　ロンドン、グレイスチャーチストリート52／54、トライコースウィート７Ｆ

⑽　名称　バターフィールド・トラスト（バミューダ）リミテッド
住所　バミューダ　HM12、ハミルトン、フロント・ストリート65

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成25年４月１日から平成27年３月31日まで